

令和4年第2回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年6月15日（水）
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階議場
3. 議 題
- (1) 議案第4号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - (2) 議案第7号 契約の変更について
 - (3) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (4) 議案第10号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第4号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (5) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 齊藤智子委員長・小田川敦子副委員長
古澤由紀子委員・長谷川則夫委員
和田健一郎委員・徳本光香委員
岡田繁委員
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者

市執行部

市 長	笠井喜久雄
教 育 長	井上 功
福 祉 部 長	豊田智美
健康子ども部長	佐藤 覚
教 育 部 長	本間賢一
障害福祉課長	鈴木智子
高齢者福祉課長	竹内 崇
子育て支援課長	相馬正樹
健 康 課 長	松岡正純
保険年金課長	榎谷君子
教育部参事	宗政隆雄
教育総務課長	金井早苗

	文化センター長	高 花 宏 行
7. 会議の経過	別紙のとおり	
8. 議会事務局	議会事務局長	永 井 康 弘
	主任主事	石 井 治 夫
	主 査	小 原 陽 子

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、斉藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○斉藤智子委員長 おはようございます、本日は、令和4年度に入りまして初めての教育福祉常任委員会となります。新しく福祉部門に来られた課長さんたちもおられます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は4議案の審議となります。委員の皆様におかれましては、慎重かつ円滑な委員会審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました、笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の教育福祉常任委員会では、議案第4号、議案第7号並びに議案第9号及び議案第10号のうち、教育福祉常任委員会が所掌する科目の4議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました、井上教育長より御挨拶をお願いいたします。

○井上 功教育長 おはようございます。本日は、年度初めの教育福祉常任委員会ということで御挨拶に伺いました。

本日は、教育部に係る3件案件がございます。どうぞ慎重厳正なる協議のほうよろしくお願いしたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長及び井上教育長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長・教育長退席〕

○永井康弘議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○斉藤智子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数

に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

次に、感染症対策の一環として説明員の皆さんの途中退席を許可します。

なお、換気のため、扉・窓を開放していますので、御了承ください。

これから日程に入ります。

- (1) 議案第4号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○齊藤智子委員長 日程第1 議案第4号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、質疑は一問一答とし、質疑及び答弁は要点を簡潔に述べてください。

質疑ございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、この一部を改正する条例のところで質問させていただきます。

改正による歳入の影響額ということで、基礎税額と後期高齢者支援金等課税額、分けて答えられたら、お願いします。

以上です。

○齊藤智子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 それでは、お答えさせていただきます。

現在、令和4年度の課税に向けて準備を進めている状況です。令和3年度の課税状況で、令和4年3月末現在で捉えたものでお答えさせていただきます。

医療分、基礎課税額については296万5,000円、支援分、後期高齢者支援金等額につきましては106万1,000円の増額が見込まれます。こちらが影響額となります。

以上です。

○長谷川則夫委員 結構です。ありがとうございました。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 今回63万円が65万円に、19万円が20万円にと値が上がっていますけれど、これの目

的は一体何なんでしょうか。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 それでは、お答えさせていただきます。

高齢化の進展等による医療費の給付等が増額する一方で、被保険者の所得が伸びない状況になっております。保険税収入を確保するため、限度額を引き上げるものです。保険税の負担の上限を上げることで高所得層にとっては御負担をいただくこととなりますが、中間所得層の被保険者につきましては配慮しているものでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 今回の限度額引上げの影響を受ける被保険者の数もしくは世帯数はどのくらいと想定していますでしょうか。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 先ほどの御質問にございましたとおり、令和4年3月末の状況でお答えさせていただきます。

医療分につきましては156世帯が限度額の引上げによって影響を受けることとなります。支援分につきましては114世帯が限度額の引上げによって影響を受けることとなります。

以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 それほど多くの世帯じゃないんだなということが分かったんですけど、では、実際影響額とか保険税の増額はどのくらいを想定しているんでしょうか。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 増額となりますと、超過額がありますので、医療分の超過額が63万円から65万円、それから、支援分が19万円から20万円で、最高で上がる方は3万円となります。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この限度額引上げに関する対象者であったり市民であったりの周知方法についてお願いします。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 周知方法につきましては、保険税を納めていただく納税通知書がございます。そちらを発送する際に保険税のパンフレットを同封しており、計算方法等が書いてございます。また、ホームページ等で周知してまいります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そういった形で自分が値上げの対象なんだということは分かるものなんでしょうかね。リーフレットをよく読めば分かるかもしれませんが、自分が値上げになったということはそれで分かるものなんですか。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 リーフレット等を見ていただきまして、御本人で納税通知書がいただいたときに確認いただくことになります。被保険者の方でこの方が限度額によって上がりましたという通知は行いません。

以上です。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 白井市のホームページで国民健康保険の算定額という概算のものがあると思うのですが、ただ、全ての制度を鑑みて正確な数字が出ているわけではないということはもちろんホームページにも書いてあるんですが、今回の改正についても、このシステムについては導入、つまり、この数字が反映されるものか、されないものかをお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 ホームページの保険税の計算については直しております。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり承認されました。

(2) 議案第7号 契約の変更について

○齊藤智子委員長 日程第2 議案第7号 契約の変更についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。
質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 賃金水準の確保を図るために新労務単価が上げられたということですが、これは本当に毎年のように上がっていて、平成24年度と比べると57.4%全職種で上がっているようですが、調べてみると、全国的にこの単価が上がっても実際の賃金にしっかり反映されていないという問題が取り上げられています。今回この変更を後から特例としてするという上で、請負事業者がきちんと賃金を上げるように反映させるかどうかというのは把握していますか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 お答えいたします。

今回賃金水準等が上がるというところで国の通知があったことに伴いまして、市では事業者から協議の申請を受けましてヒアリングを行っております。こちらにつきましては契約担当部局で行ってるところなんですけれども、その中でやはり技能労働者の社会保険料の加入状況ですとか賃金の見直しなどを事業者から確認を行っております。受注者が社会保険料、賃金の見直し等是对応済みという回答をいただいております。今後、実際の対応等につきましても、市側が調査する際は受注者が協力するということには同意をいただいているところです。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

和田委員。

○和田健一郎委員 まず、技能労働者に関しましてなんですが、国土交通省では様々な、ICタグを使った形での技能管理、労働状況の管理というのが進んでおりまして、白井ではまだ、10万都市ではないので、ヒアリングは今年から10万人以下ではやっていないという状況でございます。

ただ、ここで先ほどの話と同じで、賃金がちゃんと上がって労働者に関してもらっているかというのは、先ほど言ったように、ヒアリングでお聞きするとありましたが、その後なんですが、終わった後、ちゃんと賃金が支払われたかという確認は市では考えておりますか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 契約の内容に関わるものと、ちょっとお答えしにくいところがあるんですけども、先ほど申し上げましたとおり、市側の調査に関しましては事業者が協力するというところで同意を得ておりますので、必要に応じてそういった調査をする場合は同意していただくようになると思います。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと回りくどかったのですが、質問があれだった。もちろん今現状では契約では

分からないということだったのですが、ただ、支払いだとか、そういうものは事後に確認できるかと思っ
ていまして、そういう場合には契約の内容、その部分のものも含めてチェックできるんじゃないかと思っ
ておりますが、それでは、改めてお聞きしますが、いかがでしょうか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 契約全体に関わる部分になりますので、お答えは、確認は、資料もござい
ませんし、できない状況です。申し訳ありません。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 今回の契約の変更は、国に準じて公共工事設計労務単価を上げるということだと思
うんですけども、労働単価を上げる、そのものだけではなくて、今、社会的に資材の高騰です
か、それから、コロナが落ち着いた後の労働者の需給バランスによる値上げとか、いろいろ起こっ
てきているんですけども、今回のこの430万5,645円の中にはそういう要素は全く含まれてないのかど
うか。できれば変更による増額分の概要を御説明いただければと思いますが。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 お答えいたします。

今回常任委員会に提出しております資料の通知の後ろからの2ページ目の辺りに、具体的な、この
特例措置の取扱いということでお示しがされておるんですけども、その中では新労務単価、国は新
労務単価のほかに当初契約時点の物価による積算の予定価格に相当する価格も積算に入れてお
りますので、市も当初契約時点の労務単価と物価につきましては、国や県の単価に基づきまして対応して
おります。

ただ、昨今新型コロナウイルス感染症であったりですとか、ウクライナ侵攻等の世界情勢、これに
必要な資材の価格が相当影響を受けているということは動向を注視しているところです。今回の契約
にはその部分は含まれてはいないんですけども、今後、施工業者からそういう協議の申出があった
場合は、国等の通知等に基づきながら対応していくのではないかなと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 そうしますと、今後再度の契約変更があるという可能性は全くないというわけ
ではないわけですね。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 事業者と市と学校と色々な現場の中で作業のやりくりなどはしてお
るんですけども、今、委員おっしゃられたとおり、変更契約が全くないという可能性はちょっと言い切
れない状況です。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 工事現場の人数というのは大体何人ぐらいなのでしょう。お分かりになりますか。労働者の数ですね。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 今は仮設等の工事によってさほどの人数ではないんですけれども、やはり夏休み時期に工事が集中しますので、100人レベルの作業員は出入りするものと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 経費が上がるということですけど、大体どれぐらい上がるのかというのはお分かりですか。日当ですね。日当でしたら、例えば、1万円が2万円になるとか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 職種によりまして上げ幅が大分異なるようございまして、参考になるかどうか分からないんですけれども、国で全職種の単純平均で2.5%程度上昇しているというところは出ております。具体的に幾らが幾らになったというのは、設計単価に関わりますので、お答えできません。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほどお答えの中に、労務単価の値上げが末端まできちんと行き渡っているかどうかという確認の中で、発注者である市が受注者に調査をかけることができるという御説明がありましたけれども、建設業界というのは、受注者の下に下請があったり、また、その下請があったりと何段階にも下請があるわけですけども、受注者の段階での調査だけでは、やはり実態というのは見えてこないと思うんです。

そのときに、公共工事の設計労務単価ですから、市はある程度公共性を持っているわけですから、その辺もう少し詳しく調べるということはできるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 今、委員おっしゃったように、下請業者さん当然使っているんだという話は今回受注者から聞いております。市としては下請事業者にもきちんとこの法定福利関係を含めたような契約をしていくようにという指導はしていくようになるのではないかと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 建築業界の実態とかいろいろ考えますと難しい点もあろうかと思っておりますけれども、やはり国でこれだけ末端の労働者の生活を保障していこうという姿勢が見えるわけですから、そこが

あまり抜けないような形で、公共工事ということもありますので、しっかりと補っていただきたいと思います。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今の関連したところなんですけど、先ほど課長が、受注者に対しての調査について、こちら、市側が必要に応じて調査することについて受注者は協力していることを同意しているという御答弁があったと思います。

この必要に応じてというのが、今、いろんな議員の方から出ている、その労務単価がきちんと働いている労働者のところに還元されているかどうかという確認がまず一つあるかと思うんですけど、市としてはこの必要に応じてという判断をもって今後確認するというのをどのように考えていますか。その必要に応じてというところが市としてどういうふうに考えているのかというのを確認したいと思います。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 私ども毎週かなり綿密に受注者と、定例会としているんですけども、協議を行っておりまして、その中でそういった注意喚起はしていきたいと思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 言葉のあれなんですけど、注意喚起をすることと調査をすることは同じと違っていいんでしょうか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 調査という表現を先ほど使わせていただいておりますけれども、なかなか市側が細かいところまで、どこまで入り込めるかというところはあろうかと思います。

ただ、やはり賃金に限らず、きちんと作業の中でも休憩あるいは休日を設けているとかいった声かけ、働きかけは市として必要かなと思っておりますので、その辺はしっかり受注者側に伝えていきたいと思っております。

調査というところは、具体的にどこまで実際に組織を受注者側で回している中で入り込めるかどうかは難しいところかなと思っておりますので、まずは工事現場を定期的を確認している中で、休日あるいは作業員の休暇、作業員の労働関係なんかを目で見ながら働きかけをしていきたいと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 賛成討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 議案第7号の契約の変更について、賛成の討論をいたします。

労働者の賃金が日本では他国に比べてかなり減っていて、全然ヨーロッパのように上がっていないという実態もある中で、こういった賃金を上げるための仕組みということ自体には反対しないのですが、実際のところ請け負っている経営者が潤って、末端の下請の人まで行き届いていないという実態があります。

それで、何度もこちらから、委員から調査はするのかという類いの質問をさせていただきましたが、ほかの県の議会でも、やはりそこまで踏み込めないと、労使関係があるからという返事があるんですけど、賃金を上げるために国が設定したもので、それを市が出すわけですから、きちんと上がっているのかということは確認していただきたいなと思いますし、県によっては報告書を出させるという対応もしていますので、対応しましたというだけで確認とせず、ぜひそこは国の方針ということできっちり守ってもらえるように調査をしていただきたいと思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち教育福祉常任委員会の所掌する科目について

○齊藤智子委員長 日程3 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算第3号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑については、歳出からページ順に一問一答でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

9ページをお開きください。9ページの3款1項社会福祉費、これが10ページの中頃までありますけど、こちらの1項社会福祉費の中で質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、その下、4款1項保健衛生費予防費が11ページの中頃まであります。予防費の中で質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 10ページ、2)感染症予防に要する経費の中で、扶助費の子宮頸がん等ワクチン接種助成費についてお聞きします。

こちらはやはりいろんな重篤な副反応も出るということで、総括質疑でも適切な情報提供を行っていくと答弁がありました。こちらについて具体的にどのようにというところを伺います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

情報提供の具体的な中身でございますが、ワクチン接種の機会の提供に当たりまして、まずは効果がある、有効性、それから、リスク面からの安全性、こういったことを十分に情報提供していく必要があると考えております。ですので、有効性だけでなく、副反応に関する情報についても、例えば、ワクチン接種の重症化例の割合をHPVワクチンとほかのワクチンとの接種と比較した表で分かりやすく掲載するですとか、あるいはほかのワクチン接種よりも重篤症例が多いことを周知する、そういったことも併せて情報提供することによって接種を受ける対象者の方が十分に情報提供を受けた上で接種をするか、しないかを判断する、そういったことでやっていきたいと思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 私としましては、やはり被害者の会のパンフレットですとか、どのぐらい具体的に重篤で、歩けなくもなり、外で目も開けられなくなりという、もう人生めちゃくちゃだという訴えとか、検診でほぼ防げるんだという訴えを読みますと、情報提供したとしても、市からそういった情報があつて、予診票まで入っていると、最初の点で、市が送ってくるんだから、安全じゃないかという認識が伝わるのではと思っているんです。できれば、無理と言われてしまうかもしれませんが、被害者の会の方が作った、そちら側のパンフレットなども一緒に送ったり、市役所に置くということをしてはいかがでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

接種対象者にお送りする情報なのですが、厚労省から出されていますリーフレットがございます。その中には有効性と安全性についての記載がございます。また、併せまして、市から送らせていただくお知らせ文の中にも、それに加えまして、先ほど申し上げたHPVワクチンの接種による重篤例とほかのワクチンの重篤例の割合が違うということも提供いたします。そういった形で十分な情報提供に努めてまいりますので、現在のところはそのような、今の方向性の中で接種対象者には情報を送っていきたいと考えております。

以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、違う角度から。

このHPV、ヒトパピローマウイルス、200種類もあるそうで、そのうち子宮頸がんにつながる発がん型のHPVというのは約15種類だそうです。

ただ、今回積極的勧奨を再開するというHPVワクチンは、この15種類のうち2種類にしか対応していないということで、その13種類、残りを見つけるためには必ず検診が必要だということです。やはり日本の検診の接種率、一般質問でもありましたが、低いということで、これをまず白井としても一番上げていくことががんを防ぐことにつながると思いますが、具体的に受けましょうというだけでなく、もう少し積極的勧奨を始めるに当たって検診をもっと進めるという予定はあるでしょうか。

○斉藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、HPVワクチンの接種を受けるということはウイルス感染を予防するという一定の効果はありますが、一旦がん罹患するという事になった場合には、検診でいち早くそれを発見していかなければならないことになってきます。

ですので、今回のHPVワクチンの接種対象の方に送る資料の中にも併せて子宮頸がん検診を受けていきたいと思いますということも情報提供して、2つの方向から子宮頸がんの対策を行っていくということで周知してまいります。

以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 多分受けてほしいという周知は今までもこれからもするだろうと思っているんですが、先ほど申したように、ワクチンだけでは防げないということも含めて周知をお願いしたいなと思います。

では、総括質疑のときに、千葉大学附属病院にまず副反応があった場合おつなぎするという事だったんですが、被害者の経験を耳にしましたが、千葉大学でも十分な治療が受けられなかったという例もあります。こちらはどのように考えているでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 厚労省では都道府県に一つの協力医療機関を設定するというので、千葉県では千葉大学附属病院になっております。今後、接種者が増加していく中でいろんな副反応が出ていくということも十分に想定されますので、県でこの協力医療機関とは別に相談を受けるような地域連携医療機関というものを加えて選定していくということが今動きとしてございます。そういった、まずは相談できる体制をしっかりと情報提供していくということを中心にしながら、ほかにも、今、御指摘のあった情報も収集していきたいと思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 これも総括質疑であったんですが、厚労省から、この接種を個別に勧奨することが考えられると、それで、これは技術的助言ですよと、強制ではないですよと書いてあるんです。私はこれを読みますと、やはり何かあったときに国の側は別に強制していませんと言える。そして、そうでありながら、自治体には、技術的助言だと言いながら、しっかりやりなさいよと暗に言っているように取れるんです。市の責任でもう積極的勧奨をやるという立場になるわけですね。特に強制はされていなくても、その判断をするということになります。

伺いたいんですが、積極的勧奨をしなかった時期とするようになるに当たって医療的に治療が進んだですとか、何か市としてお勧めができると判断する根拠とか理由はあったんでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 市としての根拠というものは持っておりません。厚生労働省からHPVワクチンの積極的勧奨の再開に当たって安全性についての特段の懸念は認められないということ、そして、予防接種の効果、あるいはメリットが副反応、デメリットを上回るということの下で厚生労働省で積極的勧奨を再開するに至ったということで、それが予防接種法に基づいて行われるということから、市としては十分な情報提供を実施しながら、キャッチアップ接種を再開していくという考え方でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

和田委員。

○和田健一郎委員 全国平均ではたしか接種率が以前70%だったものが0.8%まで下がっていたという統計を聞いております。その中で先ほどの、どう受ける、接種される方に告知するといったところではありますが、白井市の統計としては毎年子宮頸がんで亡くなる方が増加しております、たしか、ちょっと古いんですが、2017年の時点で2,800人毎年亡くなっている。さらにその中での若い人が亡くなっているということだったのですが、増加の一途をたどっている中で、これは国立がんセンターの統計なんですが、白井市として子宮頸がんが亡くなる方とか、市内での把握というものはされてい

らっしゃるでしょうか、傾向については。

○齊藤智子委員長 佐藤健康子ども部長。

○佐藤 覚健康子ども部長 ちょっと記憶で申し訳ございませんが、県から出しております、たしか資料で、令和元年度だと思うんですが、子宮がんで亡くなった方は3人だと記憶しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 先ほどの告知に関しまして、接種率が非常に少なくなっている中で、やはり積極的な接種をとという厚生労働省の判断でございますが、先ほど言ったように、メリットが上回るということでありましたが、市の今後の告知に関しても、先ほどのような、子宮頸がんで亡くなる方の増加及び若い人からの発症率が高くなっているといったもの及びその副反応に関する情報というもの両方を併せて、対象年齢の空白の8年間の方を主にやると思うんですが、それを告知していくという理解でよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 基本的にはそのようなことで、厚生労働省と市からのお知らせ文を併せ持って、今、おっしゃられた情報を十分に通知していくということでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 それでは、ここで休憩いたします。

再開は10時55分。

休憩 午前10時44分

再開 午後10時55分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 先ほど情報提供に関して答弁がありました。どんな情報提供するのかということに関しては、ワクチンの有効性と、それから、リスク面からの安全性についてを伝えますという御回答だったと思うんですけど、そもそもこのキャッチアップをする世代、対象者に対してのワクチン接種の有効性について御説明お願いしたいと思います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

キャッチアップの接種の対象者は、年齢が17歳から25歳ぐらいまでということになるわけですけども、ワクチン接種の有効性というものは、16歳以下の、標準対象年齢でいけば中学校1年生が効果的

とは言われておりますが、それ以上の年齢の方がワクチン接種しても一定程度の有効性があるものと厚生労働省からは示されております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 その一定程度のというところが非常に曖昧な表現だと思うんです。

ホームページから国の資料なんかを確認すると、ちょっと待ってくださいね、すぐ出てこない。ごめんなさい、用意していたんですけど、すぐ出てこなくて。記憶の中で申し上げますと、確かに定期接種の対象年齢が16歳をピークとして一番有効性が高い。それを過ぎると徐々に下がっていく。気になったのが、21歳から25歳に関しては、2価のワクチンに関してですけれど、有効性はないというぐらいの表現があったんです。もちろんそれは性交渉があった場合で、かつ年齢が21歳から25歳ということ。

つまり、何が言いたいかというところ、条件と年齢によって期待する効果に違いがあるという部分なんです。これも非常に当事者にとっては有用な情報だとは思いますが、この点においては国のリーフレットに具体的には書いてありません。今、御答弁いただいたような、一定の効果がありますという書き方にとどまっています。白井市においては、やはり重篤な被害者の方が出ているということで、よりこういったことを身近に症状の、どういう状態なのかということが分かっている立場ですので、こういったリスクの部分、対象に関して、年齢に関して出方が違う、有効性も違うということをより具体的に発信したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれど、市としてはどのようにお考えになりますか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

まず、一番優先すべき情報提供としては、効果があるという部分での有効性と、それから、リスクがあるという安全性の問題だと思います。ですので、まずはそこを重点的に、十分な情報を提供していくということで、正確な理解の下で接種を判断していただけるように十分に努めていきたいと思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 有効性と安全性をまず一番に伝えていくという、その方向性は分かるんですけど、その有効性をより伝えやすくするためには、効果に関してを具体的に伝えていく必要があると思いますので、御配慮いただけたらと思います。

次の質問なんですけれど、キャッチアップに関しての個別の通知についてです。国からの通知によると、既に接種した方、接種完了者、市で予防接種台帳で把握できる限りの方には今回のキャッチア

ップは送らないように配慮することという配慮事項が書いてあるんですけども、その辺りは手配としては大丈夫でしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

キャッチアップ接種の対象者への通知でありますけども、市の健康管理システムに基づいて過去の接種歴は管理しております。その中で既に3回接種されている方については、キャッチアップの接種の通知は差し控えるということで考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

そうしますと、把握していない方で任意接種をした方にはその通知が届くということになり、かつ、そのことによってその任意接種した分の償還払いができるという情報が届くということにはなるんですけども、この償還払いの方法についてどのような具体的な手続になるのでしょうか。つまり、過去のことです。値段であるとかいったところが、記録がないことも考えられますので、償還払いの手続についてはどのような対応になるのかお示してください。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

償還払いの手続、あるいは方法についてなんですが、まず、償還払いの申請書に必要事項を御記入いただきまして、3つほどの書類あるいは確認をさせていただく予定でございます。

まずは実費を支払った事実、つまり、接種費用の支払いを証明する書類です。これが領収書であったり支払い証明書など、そういったものが想定されます。これが一つです。

2つ目については、接種した記録が確認できるようなものということで、具体的には母子健康手帳の中の予防接種の記録等の写しなんかがあると思いますし、予防接種済証あるいは接種済みの記載がある予診票などの写し、このようなものが想定されます。

そして、御本人が確認できる書類、こういったようなものを持って手続、申請していただくようなことを想定しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

次の質問なんですけれど、成人年齢が二十歳から18歳に引き下げられたことで、今回のキャッチアップの対象者の中には18歳からの成人した方が中心、ほとんどという年齢層になります。そのことによって予診票にも幾つかの変更点があると思います。

一番心配しているのは、今までは予防接種に対して保護者の同意というものが必要になってきまし

たので、保護者を通じた、お子さんに対する接種を受ける上での理解を促すことを、担保と言ったらちょっと仰々しいですけど、きちんとその辺ができていたということが確約できていたんですけど、今回はそれができない状態になります。そこを心配しているんですけども、当事者に向けた、まず、予診票を書く上での変更点についてポイントをお伺いしたいと思います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

予診票を記入する上での変更点ということでもありますけども、これは定期接種とキャッチアップ接種の予診票の違いということをおっしゃられているのか、キャッチアップ接種に伴って何か予診票が変更するのかなということなのか、ちょっと今、お答えを考えあぐねているんですけども、18歳以上は親の同意は必要なくなります。そこは一つあるかと思います。

今の質問の趣旨が分かりづらかったものですから、もう一度お願いできますでしょうか。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 だらだらと分かりづらくなって、すみませんでした。

キャッチアップに関しての予診票の変更点というか留意点ですか、をお聞きしたかったんです。定期接種との違いではなく、キャッチアップするに当たっての予診票に関する配慮ですかね、そこをお聞きしたいと思いました。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

まず、先ほど18歳以上の方には親の同意が必要ないとお答えいたしましたが、間違いでございました、16歳以上の場合には親の同意が要らないということで訂正させていただきます。

キャッチアップ接種に伴う予診票の変更については、過去に接種されたことがあるのかないのか、それがいつなのか、そういったことを予診票の中にもお書き添えいただくという欄が追加されるという部分で、この辺りが変更点だろうと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 それでは、すいません、質疑の途中なんですけど、確認させていただきます。

こちらは補正予算でありますので、この補正予算の内容に沿った質疑をお願いいたします。

また、大綱的質疑の内容と重ならないような質問に御留意いただきますようお願いいたします。

ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 11ページの委託料のところでお伺いします。

予防接種委託料、これは医師に対価を払うものだと思うんですけど、1億1,396万6,000に対してコールセンター業務電話料4,500万支払っています。事務費としての額が結構かさんでいるわけですけども、これはもう3回目が終わって4回目となっていますが、コールセンターの状況と、それから、

何人で何時間でという内訳、それを教えてもらえますか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

コールセンターで4回目の接種の予約の受付等をしてはいますが、人員体制を4人から8人に増強して十分な対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 増強前は何人でしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 増強前は4人体制でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 4人体制のところから4人から8人増強するんですか。そうじゃなくて、4人から8人に増強するということですか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 4人から8人に増強するということでございます。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 私もコールセンターで予約した者ですけども、あまり急いで予約しなかったという状況もありまして、3回とも1回でかかっているんです。だから、市長のおっしゃる、市民の安心安全を守るということで、コールセンターを手厚くしているという理由も分かりますけれども、1人が何人を受け付けるかとかという記録はないかもしれませんが、混み具合の状況とか、1人何時から何時まで、何日間とか、その辺の把握というのはしていらっしゃるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

毎月その1か月に毎日どれぐらいのコールセンターへの問合せがあったのかというデータですとか、あるいは時間ごとのコールセンターへの問合せ回数だとか、そういう基本的なコールセンターへの問合せの回数を統計的に分析した情報は報告としていただいております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 ワクチン接種がこの4回目で終わるか5回目で終わりになるのかよく分かりませんが、大分落ち着いてきていると思うんですね。最初の1回目、2回目は皆さん状況が分からないので、殺到すると思うんですよ。何時間かけてもかからないという状況になると思いますけれど

も、落ち着いてくれば、平均してどのくらい受け付けるかというのも大分楽になると思いますので、委託の費用を勘案するときにも、やはりその辺もきちんと見ていただくべきかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

4回目接種の対象者が60歳以上と言われております。18歳から59歳までの基礎疾患を有する人という方も対象でありますけども、60歳以上の方は電子申請をして、自らパソコンで打ち込んで予約手続をするという方は年代的にはまだまだ多くはないということもあって、60歳以上の方にコールセンターで速やかに予約を受け付ける体制を組んでおりますけども、今、御指摘いただいておりますように、コールセンターへの回数といったようなものも十分に見ながら、過剰な人員体制にならないように、その辺りは十分に配慮、気をつけていきたいと思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、6) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の支援に要する経費の中でお伺いします。

まず、この消耗品なんですけれども、これは療養者に配布するということでよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

こちらの消耗品は、抗原定性検査キットを購入するための費用ということで考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 すいません、購入するということは分かっておりますので、それを、例えば、センターとかに行って検査していただくのか、あるいは自宅療養者に配布するのかということですか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

こちらの抗原定性検査キットは、郵送で御自宅にお届けをさせていただくということを基本に考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 そうしますと、購入して自宅に配布するということですが、その配布のための周知方法についてお伺いします。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

議決をいただきましたら、7月15日の広報しろいでこの制度について周知させていただきますとともに、ホームページでも掲載して広く皆さんに知っていただけるように情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、確認です。

よく県の食料品配布とかいうのは、全員に周知ではなくて、罹患した方への周知というのが多いと思うんですけど、今回はそれをやらずに、全ての市民に対して周知するということでよろしいですね。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

今回につきましては、自宅療養者の同居家族等に抗原定性検査キットを配布するという事で、本来でしたら保健所から陽性者の方の情報を御本人の同意に基づいていただくわけなんですけども、2月頃から保健所の業務の逼迫を受けて、その情報が市に届いておりませんので、陽性者が、どちらにいらっしゃるのかということは市では分かりかねます。そういったことから、市民の方に広くこういった制度を呼びかけまして、自宅療養者の同居家族等で感染不安を感じていらっしゃる方にはこのキットを配布、提供していきたいと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員 以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、手続としては、陽性になった方が申し込む形ということですか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

自宅療養者になるということは、その方が陽性になるといったことになりまして、自宅療養者の方と同居している方が市に電話をしていただいて、そして、その状況をしっかりと聞かせていただいた上で、その該当する方にキットを配布させていただくという流れになっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すいません、流れ的に自宅療養の質問をいたします。

まず、消耗品の内容が抗原の検査キットということでした。この消耗品の積算根拠を伺います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

キットの購入数は1,000回分を予定しておりますが、その積算根拠につきましては、同様な制度を実施している自治体がございます。その自治体に状況を確認いたしました。感染者の人数に対してキットを配付した人の割合というものを出示して、それを白井市の感染者の人数に掛けていきますと、おおよそこれから10か月分で1,000ぐらいあるというのが妥当ではないかという判断でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 10か月分で大体1,000回分という御説明でしたけれども、今までの自宅療養支援の利用状況というのはどういう実績だったのでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

自宅療養支援については食料の支援ということをやっておりますけれども、令和3年度で13人、令和4年度に入りまして3人ということで、計16人、世帯にして7世帯に食料を配布しているところが現在の実績でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

今回のこの抗原検査キットは、ほかの食料品とか、そちらのオーダーとはまた別に、単体でもこの検査キットの対象者ということになれば配達するのでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 そのとおりでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 5) 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、4回目接種に対する不足額の補正のところでお伺いします。

これは11ページになりますけれども、12の委託料の中のコールセンター業務委託料になります。現在もコールセンターと業務委託を結んでおりますけれども、今回の4回目の接種をするに当たっては、この契約は延長という手続になるのでしょうか。委託の契約はどのようなふうになるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

延長という手続を予定しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。延長という手続になるんですね。

それでは、今度また10ページの子宮頸がんワクチン、最後に一つどうしても確認したいところがあります。

キャッチアップを受けるに当たって、身近な、その対象になる年代の女の子に子宮頸がんワクチンの接種について聞いてみたんです。キャッチアップができるということ自体の情報はまだ持っていなかったんですけども、打てるんだと情報提供したら、こんなふうに言ったんですよね。非常に副反応が怖いと。けども、「私たちの年代というのは子宮頸がんのリスクが上がるんでしょ」という言い方をしたんです。確かに打つのと打たない世代で比べると上がるという結果になるのかもしれないけども、その認識はちょっと違うなと思ったんです。やっぱり正しい情報を提供することが必要だと思いました。なぜならば、副反応の重篤性を考えたときには、そこはきちんと理解しなければいけないと、お知らせする責任があるんじゃないかと思ったんです。

そこで、予診票のところなんですよね。今の状態では同意にサインをしてしまうと、そのまま接種することが可能になってしまいます。ここをもう少し理解を進めるような状況、状態に持っていくことはできないかなと思うんです。例えば、理解したかという聞き方ではなく、これを読みましたかという書き方。これは既に実際使っている予診票にもそういった文面があります。情報を提供することはもちろん市の責任ですから、きちんと有効性と安全性、リスクについてもお知らせをする義務があります。けども、それを保護者が、成人年齢が下がったことによってその責任が本人に降りかかる部分もやはり市としては力を入れなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、その情報提供をより届くように配慮するという部分に関して市の考えを確認したいと思います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

このワクチン接種の対象者にしっかりとダイレクトに情報を届けるということ、そういったことがまず一番だと思います。受けるか、受けないかということを考える、その本人が十分な情報を得るということで、そういった方々にこの情報をしっかりとお渡しをしていく。

そして、予防接種の予診票、これはどの予防接種も共通の部分かと思いますが、予診票の中に予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性云々などを理解した上で接種することに同意しますということちゃんと記入する欄がございます。それから、予診票の一番上の欄の質問事項に、今日受ける予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたかということで、いいえ、はいということで丸をつける欄があります。このような過程を通じて、十分に説明書を読まないまま、予診票が来たから、接種してしまうという例を防ぐような形は確保されているかと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

次に参ります。次は13ページの9款教育費のところ質疑をお受けいたします。質疑ございますか。よろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 教育費の文化センター費の文化センター管理運営に要する経費で、この経費、楽屋とかプラネタリウムなどのコロナ対策として換気用の物品を買うということだったんですけど、ちょっと確認で、空気清浄機というのは具体的にどこに置くんですか。

○齊藤智子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 お答えします。

空気清浄機につきましては、図書館の中に3台設置を予定しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、楽屋のような窓のないところに置くというのは、どういうものを置く予定でしょうか。

○齊藤智子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 文化会館の楽屋、練習室につきましてはウイルス除菌機、それから、サーキュレーターの併用、もしくはウイルス除菌機単体ということで考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 ウイルス除菌機というのは、この議場に置いてあるものと同じものですか。

○齊藤智子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 同じものでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 これはたくさん市役所にも置いてあって、ずっと気になっていたんですけど、これはコロナウイルスに対応しているのでしょうか。

○齊藤智子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 対応しておりまして、市庁舎等に入れるときに効果と、それから、メンテナンスが非常にフリーであるということのうちへ、正式名称は空気循環式紫外線清浄機という名前

になっておりますが、市役所での導入を参考に文化センターでも導入させていただくということで決定したものでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今、コロナに対応しているということだったんですけど、本当ですか。新型コロナウイルスの、だから、無効化というのができるという意味ですか。

○齊藤智子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 説明書によりますと、紫外線による除菌は、細胞をつかさどるDNAやRNAに直接作用し除菌するため、細菌やウイルスが突然変異した変異株、変異ウイルスにおいても効果が期待できると書いてございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 それでは、ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、次に歳入に移ります。

8ページをお開きください。8ページの15款1項国庫負担金、15款2項国庫補助金、こちらのところで質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第10号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第4号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○齊藤智子委員長 日程第4 議案第10号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第4号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。
すいません、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

それでは、8ページをお開きください。8ページの3款民生費、8ページから9ページまでの民生費の中で質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 8ページの19) 出産育児応援給付金なんですが、この対象となる人数について伺います。

○齊藤智子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 対象となる人数につきましては300人を予算計上しておりまして、令和2年度、令和3年度に行いました実績を基に積算しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、次、10ページ、9款教育費の中で質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 2) 学校給食センター運営に要する経費、また、桜台小中学校給食運営に要する経費について質問します。

給食の物価高騰による影響を防ぐということで、質と量維持のために物価高騰分を補助するという
ことでコロナの地方創生臨時交付金を使うということですけど、これは使い道として物価高騰分だけ
しか申請できないという内容なんでしょうか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

今回は物価高騰分だけを積算しております。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今回物価高騰分だけ積算しているのは存じておるんですが、このコロナの地方創生交付金の使い道の規則というか、ルールとして物価高騰分だけしか申請できないという仕組みになっているのかどうかということです。つまり、家計には給食以外の負担もかかっているわけなので、減免にするということができるとかどうなのか。

○齊藤智子委員長 徳本委員、今の質疑の内容は財政に関わることだと思うんですけど、財政のほうこちらにおりませんので、ちょっとこの場ではお答えできないかと思うんですが、よろしいですか。後ほど聞いていただくとかでもよろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 同じく給食費の物価高騰ということでお聞きしたいと思うんです。例えばなんですけど、お米の価格に関しては軒並み下がっておりまして、むしろこのままでは価格が下がって困るとい農業関係の方の声もございます。

そこで、現在の物価上昇という中でございますが、一方で食材費として値段が下がっているところもありますが、そういった食材を積極的に使うという、その中の工夫の下で全体的にも上がってしまっているという認識でよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

今、委員さんおっしゃったように、お米については物価は下がっております。昨年4月と本年4月の物価上昇分を確認したところ、お米は4.26%下がっているということです。

そのほか積算しました種類としては、小麦が6.19%上がっております。それから、加工パンは8.33%上がっている。飲用牛乳は1.59%、油は77.59%、炒め油は63.93%とそれぞれ年間通して主に使われる材料6つを今挙げたんですが、その中で上がっている下がっているというのはあるんですが、全体的には2.15%上がっているという積算でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 全体的なことで、特に海外からの輸入に頼っている部分が多く上がっているという事は認識しております。

そこで、また、先ほどの質問の続きなのですが……。いいですか。お米は4.26%とかなり下がっている一方で、輸入品に関する小麦だとか油が上がっているということで全体的に2%ほど上がっているということでした。

そこで、先ほどの下がっているメニューだとか、そういうものを積極的に今の使う及びその当初の

計画を変更して使うという想定というものがもし検討されていたら、その点もお聞きしたいなと思っております。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

それらも含めて、やりくりをしながらの積算で今回このように出しているということになります。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 学校給食費について伺います。

積算根拠としては、去年の令和3年4月と令和4年4月の物価上昇分の差が2.15%だったということがこの出されている増額補正の根拠になるかと思うんですけれども、物価の上昇のニュースを聞くところによると、今後もまだまだ値上げを予定している食品目は控えている。つまり、今回増額補正をしても、さらにまだ足りなくなる可能性もあるかもしれない。かつガソリン代もやはりどんどん上がってきていますので、配送代の予算も足りなくなるんじゃないかなという心配もしています。

今後この経費に関して足りなくなった場合はどのような対応を考えているのかお聞きします。

○齊藤智子委員長 すいません、財政に関わることかなとも思いますけど、教育部でお答えできますか。

宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

今回積算した額については、令和3年度の単価と令和4年度で価格が判明しているもので比較し、年間の見込額を積算いたしました。よって、今後さらなる値上げを見越しての積算はしておりません。不足が生じる見込みとなった際は対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、次に歳入に移ります。

7ページをお開きください。7ページの15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、こちらのところで質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○齊藤智子委員長 日程第5 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時43分